

令和5年第6回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年6月2日(金)午後1時45分

場 所 別府市役所 農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請の審議について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

- (1) 農地法第3条の3の規定による届
- (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届
- (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

報告第2号

農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について(合意解約)

報告第3号

開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について

出席委員 7名

※ 番号は議席番号

- | | |
|----------|----------|
| 1番 久保 賢一 | 2番 佐藤 進蔵 |
| 3番 後藤 利夫 | 4番 小畑 義宏 |
| 5番 齊藤 孝一 | 6番 藤内 宣幸 |
| 7番 星野 賢一 | |

出席職員 事務局長 吉田 悠子 主査 吉岡 千紘 主査 加藤 満江

午後1時45分 開会

(局長)只今より令和4年第6回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数は、過半数を超えておりますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。それでは、会長お願いいたします。

(会長)皆さんこんにちは。米の生産者の皆さんは、田植えも始まり、お忙しい日々をすごされていることと思います。さて、先月30日に局長と共に、全国農業委員会会長会へ出席いたしました。全国的に農業の衰退が止まらない中、本年から実施の地域計画策定により、

私ども農業委員会に求められる役割ばかりが大きくなっておりませんが、国は本気で農業支援をするつもりがあるのか、全国会長会から国に対し、強く要望いたしました。その後、大分県選出の国会議員に対しても、県内農業委員会からの要望書を、直接渡して陳情いたしました。すぐにどうなるものではありませんが、あきらめず要望していくことが、今後の農業にとって大事な事でございますので、引き続き実施していくつもりでございます。それでは、議事に入ります。本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお祈いします。では、本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員)異議なし。

(議長)ご異議がないようでありますので、4番委員、5番職務代理を指名いたします。よろしくお祈いします。それでは、本日の総会も時間を短縮して行いたいと思います。議案につきましては、事前に皆さんに送付しているとの事でありますので、報告の部分は説明を省略し、ご質問等が出た事案に対して、詳しく説明を求めたいと思います。それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。本件は新規就農でございますので、申請者の方に来ていただいております。申請者は入室して下さい。

(申請人入室)

(議長)それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局)はい、それでは議案の2ページをお開きください。議案第1号 申請番号1 譲渡人 別府市の方、譲受人も別府市の方です。譲渡人、譲受人の職業ともに農業、区分、農振地域・農用地区域内。申請の土地、大字内成、田、現況田、外1筆、計 657 m²です。申請の事由 譲渡人、高齢のため耕作の規模を縮小したい。譲受人、現在父が所有している農地に隣接しており、自宅にも近く効率的な耕作が可能。農業経営安定のため。以上です。お配りしている総会議案資料をご覧ください。1ページから3ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。4ページと5ページが営農計画書です。5ページの6就労労働力の状況に記載のとおり、農業従事日数は譲受人本人と妻で約 140 日と常時従事要件の 150 日には少し届いていませんが、同居されている父親が農業者で農業に常時従事されているということですので問題はありません。6ページが字図、7ページが位置図です。以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の3番委員から補足説明をお願いいたします。

(3番委員)新規就農との説明であります。申請者は子供のころからずっと親の手伝いを

して、もう4・50年農業に従事しています。今まで所有者が親であったので、このように新規就農という形になりましたが、米作りはベテランでございます。地域でも消防の副分団長をしてもらっており、責任ある仕事をしてもらっていますので、大丈夫だと思います。

(議長) 只今、3番委員からの補足説明が終わりました。本件は新規就農でございますので、申請者にご出席いただいております。申請者はこの機会に何かございましたらご発言下さい。

(申請者) 別にありません。

(議長) 議案第1号申請番号1番について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(5番委員) 新規就農とのことですが、地域にとって貴重な存在ですので、引き続き頑張ってもらいたいと思います。

(議長) 他にございませんか。

(各委員) 意見なし。

(議長) 他にご意見、ご質問もないようであります。申請者はありがとうございました。これより審議に入りますので、ご退室願います。

(申請者退室)

(議長) それでは、議案第1号申請番号1番について申請のとおり承認することにご異議ございませんか。

(各委員) 異議なし。

(議長) 異議なしとのことあります。議案第1号申請番号1番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。ここからは、事務局からの説明を省略したいと思います。報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について」(1)第3条の3の規定による届について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員) 特になし。

(議長) 特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届、番号1について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)特になし。

(議長)特にご質問等もないようであります。続きまして(3)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届、番号1番から番号5番について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)特になし。

(議長)特にご質問等もないようであります。続きまして、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について(合意解約)」について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(6番委員)質問ではありませんが、担当地区ですので補足説明をいたします。この農地は合意解約後に利用権の設定予定ですので、後日議案の提出があるとのこと。

(議長)はい、他にご質問等もないようであります。続きまして報告第3号「開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について」何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)特になし。

(議長)特にご質問等もないようであります。以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。次に、その他について事務局より説明をお願いします。

(事務局)令和5年度最適化活動お目標の公表についてご報告いたします。目標については、すでに3月総会で決定済みであります。つい先日農水省ガイドライン通知の一部改正通知について農業会議から連絡がありました。内容は、活動日数目標を前年度実績以上とするとなっていた箇所が、意欲的な目標にするという表現に変わっています。ここについては、別府市の場合前年実績が12日を超えたため、今年度は13日を目標としていたところですが、頑張ったところほどもっと頑張らないと目標達成できなくなるのは、おかしいという指摘があったようです。なので、前年度の目標は8日でしたので、今年度はそれを超える9日に設定し直そうと思います。目標を下げるだけですので、皆様にとってはデメリットはないと思いますが、いかがでしょうか。

(議長)只今、事務局よりその他についての説明がありました。他に何かご意見、ご質問はありますか。皆さんよろしいですか。

(各委員)異議なし。

(事務局)はい、では今年度の活動目標日数は9日に設定いたしますので、皆様9日以上の活動を記入していただきますよう、よろしくお願いいたします。

(各委員)他に何かご意見、ご質問はありますか。

(各委員)特になし。

(議長)特にご意見、ご質問等がなければ、以上をもちまして、全て終了いたします。お疲れさまでした。

午後2時20分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議長 _____ 議長

署名委員 _____ 4 番 委 員

署名委員 _____ 5 番 委 員